

事後審査型条件付一般競争入札共通事項

1 参加できる者の資格要件

事後審査型条件付一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格者名簿に登載され、かつ、次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- (1) 高根沢町競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成21年高根沢町告示第197号)第2条第1項に基づく指名停止期間中でない者
- (2) 入札公告日において同要綱第9条第2項に基づく処分期間中でない者
- (3) 町長が指定する場所に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する建設業の許可を得た営業所を有する者
- (4) 当該対象工事が高根沢町建設工事請負業者選定要綱(令和2年高根沢町告示第130号)第4条第3項の規定により格付を付す工種である場合には、町長が指定する格付を有する者
- (5) 過去に当該対象工事と同等以上の施工実績がある者
- (6) 当該対象工事に町長の指定する資格を有する監理技術者等を配置できる者
- (7) その他町長が対象工事ごとに定める事項を満たす者

なお、次に掲げる条件については、入札の公告において指定する。

- ①参加形態
- ②本店、営業所等の設置場所
- ③高根沢町格付基準による格付等級
- ④施工実績
- ⑤配置技術者として必要な条件
- ⑥その他町長が指定する条件

2 入札参加申請

(1) 入札参加希望者は、以下の方法で申請しなければならない。

- ①提出書類 事後審査型条件付一般競争入札参加申請書(様式第1号)
- ②提出部数 1部
- ③入手方法 町ホームページからダウンロード
- ④提出方法 申請書を町総務課にFAX(028-675-2409)する。郵送及び持参は受け付けない。FAX後は町総務課に電話(028-675-8101)し受信確認すること。

(2) 申請書を提出した者は、原則的として競争入札に参加できる。

3 設計図書の閲覧

- (1) 入札公告に記載された日時に町ホームページにて公開する。
- (2) 設計図書解凍パスワードは、参加業者へFAX及び郵送にて通知する。
- (3) 閲覧して疑問が生じた場合は、質疑書により担当課に質問することができる。

4 入札書等の提出

- (1) 入札に際し提出する書類は、入札書及び積算内訳書とする。
- (2) 提出方法は、高根沢町郵便入札実施要綱（平成19年高根沢町告示第7号）の規定による。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 積算内訳書は、入札価格の積算基礎であり、設計書の項目と同項目で作成され、かつ入札価格との整合したものであること。
- (5) 積算内訳書は、入札及び契約上の権利を生じさせるものではない。
- (6) 談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には、積算内訳書等を公正取引委員会等に提出する。
- (7) 郵送された入札書の引換え、又は変更は認めない。

5 入札の執行

- (1) 開札日時及び場所は、入札公告において指定する。
- (2) 開札に立ち会う者は、別途指定した者のみとし、それ以外の者の立会は認めない。
- (3) 次のいずれかに該当する入札書は無効とする。
 - ①提出方法が郵送方法によらないもの。
 - ②期限までに所定の場所に到達しなかったもの。
 - ③入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
 - ④封筒に封印封かんのないもの。
 - ⑤記名押印を欠くもの。
 - ⑥金額の表示を改ざんし、または訂正したもの。訂正印が押されているものも含む。
 - ⑦誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭であるもの。
 - ⑧当該入札に関係のないことが記入されているもの。
 - ⑨予定価格を超える金額で入札したもの。
 - ⑩同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの。
 - ⑪同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの。
 - ⑫封筒に記載の件名と同封している入札書の記載が異なるもの。
 - ⑬明らかに不正による入札と認められるもの。
 - ⑭前各号に掲げるもののほか、その他指定された入札条件に違反したもの。
- (4) 最低制限価格が設定されていた場合、最低制限価格に満たない金額で入札した者は失格となる。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低となる価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。落札候補者には速やかに参加資格要件確認申請書（様式第2号）の提出を求める。

6 参加資格要件確認

(1) 落札候補者は、入札参加資格要件確認申請書を提出し、審査を受けなければならない。

①提出書類 事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件確認申請書

添付書類

- ・施工実績を証明するもの（契約書）
- ・過去工事概要を証明するもの（設計書等）
- ・配置技術者の資格を証明するもの
（技術検定合格証明書等）
- ・雇用を証明するもの（健康保険被保険者証）

②提出部数 1部

③入手方法 町ホームページからダウンロード

④提出場所 町総務課に持参する

⑤提出期限 入札公告のとおり

(2) 審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしているときは、落札者として決定する。

(3) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないときは、その者を失格とし、順次入札価格の低い者について審査を行う。失格となった者には事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件不適合通知書（様式第3号）により通知する。

(4) 不適合通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して休日を除く2日以内にその理由について書面で問い合わせることができる。書面の提出先は高根沢町総務課とする。

7 入札保証金、契約保証金及び前払金

(1) 入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。

ただし、有価証券の提出又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 前払金の限度額は、契約額を次表のとおり区分し、各区分に定める率を乗じた額の合計額とする。ただし、合計額が1億円を超える場合にあっては、1億円を上限とする。

No.	区分	率
①	1億円以下	40%
②	1億円を超え3億円以下	20%
③	3億円以上	10%

8 その他

(1) 予定価格5,000万円以上の工事の場合は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年高根沢町条例第152号）第2条の規定により、落札後は仮契約を締結し、議会の議決をもって契約となる。

- (2) 落札者は、入札参加資格要件確認書に記載した者を、主任技術者等として工事現場に配置しなくてはならない。ただし退職等により変更せざるを得ないときはその限りではない。
- (3) 下請業者を選定する場合は、町内に本店を設置するものを選定するよう努力すること。
- (4) その他詳細不明の点については、次に照会すること。

ア 入札に関すること

高根沢町総務課契約係 TEL 028-675-8101

イ 工事内容に関すること

入札の公告において担当課を公表する